

横浜市救急医療センター指定管理者  
選定報告書

平成 21 年 4 月

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会（以下「本委員会」という。）は、健康福祉局長の諮問を受け、横浜市救急医療センター（以下「救急医療センター」という。）の指定管理者候補者を選定するための審議を行い、このたび候補者を選定しましたので、以下により報告します。

横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会  
委員長 河原和夫

## 横浜市救急医療センター指定管理者の選定に関する報告

### 1 選定結果

各委員の有する客観的専門的見識の下、公正かつ厳密な審査及び評価を行った結果、社団法人横浜市医師会から提出された事業に関する提案等は、救急医療センター設置の目的を効果的効率的に達成できる内容であると認められることから、本委員会として、社団法人横浜市医師会を救急医療センターの次期指定管理者候補者として選定します。

### 2 指定管理者候補者の選定手順と評価の方法

#### (1) 選定手順

##### ア 要項等の承認

本委員会では、横浜市健康福祉局が原案を作成した、横浜市救急医療センター指定管理者プロポーザル要項（以下「プロポーザル要項」という。）、横浜市救急医療センター指定管理者業務基準（以下「業務基準」という。）、横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準（以下「評価基準」という。）、横浜市救急医療センター指定管理者申請書類様式集（以下「申請書類」という。）等の内容審査を行い必要な修正を加え承認しました。

##### イ 相手方法人の指名

社団法人横浜市医師会（以下「市医師会」という。）をプロポーザルの相手方として指名しました（詳細は【参考】1経過を参照）。

##### ウ 申請書類の審査

市医師会が作成した申請書類は、平成21年4月22日に健康福祉局に提出され、同月27日の本委員会で、提案に関する市医師会からのプレゼンテーション、各委員によるヒアリング、提案内容の審査・評価を行いました。

## (2) 評価の方法

### ア プロポーザル方式による審査及び評価

救急医療センターの指定管理者候補者の選定を行うにあたっては、非公募単独プロポーザル方式を採用し、指名した市医師会から提出された申請書類（提案等）について、業務基準との整合性を確認したうえで、加えて、法人としての経営状況やこれまでの実績、提案内容の実現性や運営上の工夫、市民への初期救急医療の維持向上性等を審査し評価を行いました。

### イ 審査・評価の範囲と方法

申請書類のうちの「提案書」を中心に、その各提案内容を審査し評価基準（資料3）に基づく評価得点を付する方法で行いました。

評価を行うべき各項目について、各委員が持つ客観的専門的見識の視点から評価を行い、その評価を基に、全評価項目について本委員会としての統一した評価得点を決定しました。

申請書類：全 20 号様式

第 1 号から第 5 号「事業者に関する書類」（定款や経営状況等の法人情報）

第 6 号から第 17 号「提案書」

第 18 号から第 20 号 関連書類

## 3 評価得点及び講評

### (1) 評価得点（詳細は資料 1 及び資料 2）

市医師会の提案に対する評価得点は次のとおりです。

	基本的な考え方	事業計画	管理運営	合計
配点	15点	65点	45点	125点
取得点	13点	51点	38点	102点

### (2) 講評

#### ア 提案の範囲

横浜市健康福祉局が作成した業務基準は、救急医療の公共性と重要性を十分に認識した上で、市内医療機関との連携と協調のもとに夜間の初期救急における応急的な診療を行う「夜間急病センター業務」と、市内全域の医療機関の情報を収集して的確に市民に提供するとともに看護師による電話相談を行う「救急医療情報センタ

一業務」を指定管理業務としており、提案は、業務基準に基づく業務に加え、さらに積極的な業務提案や運営上の工夫を求めているものです。

#### イ 運営に関する提案内容

市医師会の提案は、次に挙げた点で、特に、患者サービスと初期救急医療の向上に資する内容になっているものと考えます。

##### (ア) 診療体制について

非常勤医師の活用により、経費を節減しながらも、患者待ち時間の短縮などの患者サービスの向上や曜日や季節変動による患者増に対応するために、内科については、現在、平日1名体制を2名体制に、三連休及び年末年始の小児科医師を2名から3名に、同じく眼科医師を、1名から2名にそれぞれ強化しています。そのことに伴い看護師についても、現行の体制に比べて1名から3名増員されています。

##### (イ) 業務のIT化について

患者さんの受付から診療、会計までの動線をペーパーレスにすることを提案しており、それにより、患者さんの待ち時間の短縮、自らカルテを持参することの負担軽減や事務処理ミスの低減などの効果が期待できます。

また、診療に関しては、X線検査結果のフィルムレス化を提案しており、これにより、医師は、患者さんの診療を進めながら、より迅速正確なX線所見の確認ができることとなります。

##### (ウ) 市民への広報について

救急医療に関する市民への啓発やセンターのお知らせなど広報については、ホームページに加え、市医師会の持つ既存の広報誌やテレビ番組を活用し、初期救急医療についての効果的な広報を展開することを提案しています。

#### ウ 指定管理料に関する提案内容

提案された指定管理料は1億9100万円です。

そのうち、主要な要素である医師報酬の考え方は、医師会が直接運営する北部・南西部夜間急病センターと同基準となっており、円滑かつ持続可能な医師確保のための許容範囲と考えます。

また、その他の運営経費についても、指定管理期間中の患者数見込みを反映した金額となっており、全体として初期救急医療を継続的に提供していくための適正な範囲の指定管理料と認めるものです。

#### 4 本委員会としての意見

救急医療センターには、年間3万人を超える患者が訪れており、市民には「夜間の初期救急は桜木町へ」と広く認識された初期救急医療施設となっています。

市域の救急医療体系の中では、救急医療センターのトリアージ機能により、周辺の二次、三次救急医療機関への軽症患者の流入を抑制できており、結果的に二次医療機関等の円滑な重症患者受け容れにもつながっているなど重要な役割を持つ施設といえます。

新たな指定管理者に対しては、救急医療センターの運営についての事業提案を速やかかつ着実に実現するとともに、提案に対する本委員会からの意見・要望事項を受け止め、また地域の医療機関や二次医療機関との連携を図りつつ、市民の期待に応える初期救急医療を提供していくことを望みます。

また、市に対しては、指定管理者による運営に関して業務基準の確実な履行やその前提となる効率的かつ健全な経営についての継続的な関与と、患者数の減少、医療制度の変更など指定管理者の責任ではない経営リスクに対する支援、市民に対する積極的な情報公開など、指定管理者と「協働」していくことにより、地域の初期救急医療の維持向上を図っていくことを本委員会として望むものです。

## 【参考】 横浜市救急医療センター選定委員会の運営について

### 1 経過（資料5及び資料6を参照）

#### (1) 委員会の設置と公募

本委員会は、平成20年10月17日に設置され（委員名簿は資料4）同日第1回目の審議を開催しました。審議では、健康福祉局が策定した横浜市救急医療センター指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）、業務基準、評価基準、申請書類等の内容審査を行い、評価を行うべき提案課題に法人としてのコンプライアンスや医療安全管理、患者情報管理等に関する提案を追加しました。

事業者の募集は、本市の指定管理者制度の原則に則り公募による方法で行われましたが、公募期間中、健康福祉局では地域の医療法人等延べ約200の法人に対し積極的な周知活動を展開しましたが結果的に応募法人はありませんでした。

#### (2) 再公募

平成20年12月2日に開催した第2回目の審議では、周知活動時の法人の意見に基づき、市と指定管理者のリスク分担規定を明確化し、法人が応募しやすいように変更し、再度公募を行いました。再び応募法人はありませんでした。

#### (3) 応募がないことの検証

平成21年3月3日に開催した第3回目の審議では、2度に亘る公募にも応募がなかったことの検証を行った結果、その主たる理由は「医師確保の困難性」と初期救急医療のみを提供する場合の「高い経営リスク」と分析しました。

そのことから、本委員会として、これ以上公募を繰り返しても法人の応募は見込めないと判断し、指定管理者候補者の選定方法を公募から非公募指名プロポーザル方式に変更すること、指名する法人としては、医師の派遣能力があり公的な役割を有する法人である市医師会とすることが適当との意見を表明しました。

また、「高い経営リスク」への対応については、市は、指定管理者との協働により運営を検証していく仕組みを構築する必要があること、指定管理者の責任でない理由による経営リスクに対応する必要があることなどの意見も合わせて表明しました。

#### (4) 選定方法の変更と協働

同月26日に開催した第4回目の審議では、市の意思決定に基づく「非公募単独指名プロポーザル」方式の採用（公募要項をプロポーザル要項へ変更）と、指名する法人を市医師会とする案に加えて、「指定管理者と市の協働」の精神が重要とした上で、市による支援と関与の仕組みを創出する案を承認しました。

それを受け、健康福祉局は、市医師会に対してプロポーザルに関する指名通知を交付し、市医師会からは、4月22日に提案書等が提出されたものです。

(5) 指定管理候補者の選定

4月27日に開催された第5回目の審議では、市医師会から提出された提案の評価を行った結果、その提案内容が救急医療センターの指定管理者として相応しいものであるとして本委員会として市医師会を指定管理候補者として選定しました。

## 2 関連資料

- 資料1 横浜市救急医療センター指定管理者選定評価得点表
- 資料2 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員別評価表
- 資料3 横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準
- 資料4 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会委員
- 資料5 横浜市救急医療センター指定管理者選定経過
- 資料6 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会開催状況（第1回～第5回）

横浜市救急医療センター指定管理者選定評価得点表

評価項目	内容	評価	配点	評価	得点			
<b>1 基本的な考え方 15点満点</b>								
① センターの役割、管理運営に関する考え方(第6号様式)	センターの理念、設置意義に基づいて実現したいこと、本事業がもたらす地域への貢献や管理運営に当たっての基本的な考え方が十分に示されているか。	1   5	× 1	15	5	5		
	コンプライアンス(法令遵守)に関する取り組みなど法人として特記すべき社会的取組事項があるか。	1   5			4	4		
② センターの事業実施に関する基本方針(第7号様式)	センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	1   5			4	4		
<b>2 事業計画 65点満点</b>								
① 夜間急病センターの事業計画(第8号様式)	夜間急病センターの事業実施に対する具体的な考え方が示されているか。	1   5	× 2	65	5	10		
② 夜間急病センター事業実現のための診療体制確保に関する計画(第9号様式)	夜間急病センターの診療体制の確保について、具体的な計画、確保の見込みが認められるか。	1   5			5	10		
③ 夜間急病センターの医療機関連携に関する計画(第10号様式)	入院や専門的な診療が必要な患者を円滑に他医療機関に転送できるようにするための具体的な方策などが示されているか。	1   5			4	8		
④ 救急医療情報センターの事業計画(第11号様式)	救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。	1   5	× 3		3	9		
⑤ 救急医療情報センター相談・助言業務計画(第12号様式)	看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。	1   5	× 2		3	6		
⑥ その他センターで実施する事業計画(第13号様式)	センターの機能をさらに円滑に実施するための創意工夫、具体的・独創的な提案があるか。	1   5			4	8		
<b>3 管理運営 45点満点</b>								
① 医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について(第14号様式)	夜間急病センターとして求められる医療水準の維持・向上策とその他のサービス向上、安全管理の確保策、また、自己評価に対する考え方が示されているか。	1   5	× 2	45	4	8		
	個人情報の保護など情報管理について明確な考え方が示されているか。	1   5			4	8		
② 組織図、スタッフの配置、人材育成に対する考え方(第15号様式)	担当業務、これまでの業務実績に基づく効果的、効率的なスタッフ配置や人材育成策についての提案がされているか。	1   5	× 1		4	4		
③ 安定した管理運営に関すること(管理運営全般)	事業計画に沿った管理運営を計画的、かつ、安定的に行う能力を有しているか。	1   5			5	10		
④ 収支計画とコスト削減に関すること(第16,17号様式)	収入、支出の積算が合理的にされているか、また、コスト削減についての具体策が示されているか。	1   5	× 2		4	8		
<b>合 計</b>						<b>125</b>	<b>58</b>	<b>102</b>



## 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員別評価表

評価項目	内 容	評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
<b>1 基本的な考え方 15点満点</b>							
① センターの役割、管理運営に関する考え方(第6号様式)	センターの理念、設置意義に基づいて実現したいこと、本事業がもたらす地域への貢献や管理運営に当たったの基本的な考え方が十分に示されているか。	1-5	4	4	4	4	5
	コンプライアンス(法令遵守)に関する取り組みなど法人として特記すべき社会的取組事項があるか。	1-5	4	3	3	3	5
② センターの事業実施に関する基本方針(第7号様式)	センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	1-5	4	4	3	3	5
<b>2 事業計画 65点満点</b>							
① 夜間急病センターの事業計画(第8号様式)	夜間急病センターの事業実施に対する具体的な考え方が示されているか。	1-5	5	4	4	4	5
② 夜間急病センター事業実現のための診療体制確保に関する計画(第9号様式)	夜間急病センターの診療体制の確保について、具体的な計画、確保の見込みが認められるか。	1-5	5	5	3	3	4
③ 夜間急病センターの医療機関連携に関する計画(第10号様式)	入院や専門的な診療が必要な患者を円滑に他医療機関に転送できるようにするための具体的な方策などが示されているか。	1-5	4	4	3	3	5
④ 救急医療情報センターの事業計画(第11号様式)	救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。	1-5	4	3	3	3	3
⑤ 救急医療情報センター相談・助言業務計画(第12号様式)	看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。	1-5	4	3	3	3	3
⑥ その他センターで実施する事業計画(第13号様式)	センターの機能をさらに円滑に実施するための創意工夫、具体的・独創的な提案があるか。	1-5	4	3	4	4	5
<b>3 管理運営 45点満点</b>							
① 医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について(第14号様式)	夜間急病センターとして求められる医療水準の維持・向上策とその他のサービス向上、安全管理の確保策、また、自己評価に対する考え方が示されているか。	1-5	4	4	4	3	5
	個人情報の保護など情報管理について明確な考え方が示されているか。	1-5	4	4	3	3	5
② 組織図、スタッフの配置、人材育成に対する考え方(第15号様式)	担当業務、これまでの業務実績に基づく効果的、効率的なスタッフ配置や人材育成策についての提案がされているか。	1-5	4	4	3	4	5
③ 安定した管理運営に関すること(管理運営全般)	事業計画に沿った管理運営を計画的、かつ、安定的に行う能力を有しているか。	1-5	4	5	4	4	5
④ 収支計画とコスト削減に関すること(第16,17号様式)	収入、支出の積算が合理的にされているか、また、コスト削減についての具体策が示されているか。	1-5	3	4	3	3	5
<b>計</b>			57	54	47	47	65

## 横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準

(応募内容の評価項目及び評価配分についての考え方)

選定評価項目については、「基本的な考え方」「事業計画」「管理運営」の三つの項目に分け、それぞれ15点、65点、45点(合計125点)に配点したうえで、評価点を算出します。

選定における評価項目と評価配分は次のとおりとします。

評価項目	内 容	評価	配点	評価の基準	
<b>1 基本的な考え方 15点満点</b>					
① センターの役割、管理運営に関する考え方(第6号様式)	センターの理念、設置意義に基づいて実現したいこと、本事業がもたらす地域への貢献や管理運営に当たっての基本的な考え方が十分に示されているか。	1   5	× 1	15	5: センターの設置理念や法人としての社会的責任等について十分に理解し、明確で特に優れた考え方と方針が示されている。 4: センターの設置理念や法人としての社会的責任等について十分に理解し、明確で優れた考え方と方針が示されている。 3: センターの設置理念や法人としての社会的責任等についてをほぼ理解し、適切に考え方が示されている。 2: センターの設置理念や法人としての社会的責任等についての理解が不十分である点が見られる。または、基本的な考え方が明確に示されていない点がある。 1: センターの設置理念や法人としての社会的責任等についての理解が欠けている。または、基本的な考え方が不明確、不適切である。
	コンプライアンス(法令遵守)に関する取り組みなど法人として特記すべき社会的取組事項があるか。	1   5			
② センターの事業実施に関する基本方針(第7号様式)	センターの役割や特色を活かした事業展開が示されているか、本市救急医療体制への効果などが考えられているか。	1   5			
<b>2 事業計画 65点満点</b>					
① 夜間急病センターの事業計画(第8号様式)	夜間急病センターの事業実施に対する具体的な考え方が示されているか。	1   5	× 2	65	5: 計画内容が特に優れており、具体性及び実現性も大いに認められる。 4: 計画内容が優れており、具体性及び実現性も大いに認められる。 3: 計画の具体性及び実現性がほぼ認められる。 2: 計画に具体性に欠ける点がある。または、計画の実現性を認めたい点がある。 1: 計画に具体的に欠ける点が多く、実現性も認められない点がある。
② 夜間急病センター事業実現のための診療体制確保に関する計画(第9号様式)	夜間急病センターの診療体制の確保について、具体的な計画、確保の見込みが認められるか。	1   5			
③ 夜間急病センターの医療機関連携に関する計画(第10号様式)	入院や専門的な診療が必要な患者を円滑に他医療機関に転送できるようにするための具体的な方策などが示されているか。	1   5			
④ 救急医療情報センターの事業計画(第11号様式)	救急医療情報センターの機能が十分に活用され、確実な情報提供がされるような具体的な計画となっているか。	1   5	× 3		
⑤ 救急医療情報センター相談・助言業務計画(第12号様式)	看護師による相談・助言業務の効果的な事業展開についての視点と具体的な計画が示されているか。	1   5	× 2		
⑥ その他センターで実施する事業計画(第13号様式)	センターの機能をさらに円滑に実施するための創意工夫、具体的・独創的な提案があるか。	1   5			
<b>3 管理運営 45点満点</b>					
① 医療、その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について(第14号様式)	夜間急病センターとして求められる医療水準の維持・向上策とその他のサービス向上、安全管理の確保策。また、自己評価に対する考え方が示されているか。	1   5	× 2	45	5: ①②④: 特に優れた考え方と具体策が明確に示されている。また、確実な実現性も認められる。 ③: 特に健全な経営実績を有し、指定期間中安定した管理運営を行う能力が認められる。 4: ①②④: 優れた考え方と具体策が示されており、実現性も認められる。 ③: 健全な経営実績を有し、指定期間中安定した管理運営を行う能力が認められる。 3: ①②④: 考え方と具体策が示されており、実現性もほぼ認められる。 ③: 概ね良好な経営実績であり、指定期間中安定した管理運営が行えると考えられる。 2: ①②④: 考え方と具体策に抽象的・不明確な点がある。または、運営計画の実現性が認めにくい。 ③: 経営実績に不良(不明瞭)な点があり、指定期間中の管理運営を十分に実施できるか疑問である。 1: ①②④: 考え方と具体策に抽象的・不明確な点が多く、実現性も認められない。 ③: 経営実績が不良(不明瞭)であり、指定期間中の管理運営を十分に実施できない蓋然性がある。
	個人情報の保護など情報管理について明確な考え方が示されているか。	1   5			
② 組織図、スタッフの配置、人材育成に対する考え方(第15号様式)	担当業務、これまでの業務実績に基づく効果的、効率的なスタッフ配置や人材育成策についての提案がされているか。	1   5	× 1		
③ 安定した管理運営に関すること(管理運営全般)	事業計画に沿った管理運営を計画的、かつ、安定的に行う能力を有しているか。	1   5	× 2		
④ 収支計画とコスト削減に関すること(第16,17号様式)	収入、支出の積算が合理的にされているか、また、コスト削減についての具体策が示されているか。	1   5			
<b>計</b>				<b>125</b>	

## 資料4

## 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会委員（50音順）

委員長	河原和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
委員	遠藤淳子	公認会計士
委員	おちとよこ	ジャーナリスト
委員	恩田清美	東京海上日動メディカルサービス株式会社
委員	成原健太郎	昭和大学救急医学科教授

## 資料5

## 横浜市救急医療センター指定管理者選定経過

(1)	第1回委員会（業務基準の決定）	平成20年10月17日
(2)	公募説明会	10月23日
(3)	公募期間	10月23日～11月26日
(4)	公募受付日（応募事業者なし）	11月25・26日
(5)	第2回委員会（医療機関等の意見の検討）	12月2日
(6)	再公募期間	12月3日～12月25日
(7)	再公募書類受付日（応募事業者なし）	12月25日
(8)	第3回委員会（応募がなかったことの検証）	平成21年3月3日
(9)	第4回委員会（プロポーザル要項等の決定）	3月26日
(10)	第5回委員会（指定管理者候補者の決定）	4月27日

## 資料6

## 委員会開催状況

## 第1回委員会

日 時	平成20年10月17日（金）18:00～20:00
開催場所	横浜市庁舎 7階会議室
出席者	遠藤委員、おち委員、恩田委員、河原委員、成原委員
議 題	1 議事の公開について 2 選定スケジュールについて 3 公募要項、申請書類様式集について 4 選定評価基準について
決定事項	1 第1回委員会は公開、2回以降は応募者のノウハウ等の開示となるため非公開とすることとした。 2 選定スケジュールについて決定した。 3 公募要項、申請書類様式集、選定評価基準について法令遵守の取り組みを盛り込むことなどを加え、決定した。

## 第2回委員会

日 時	平成20年12月2日(火) 18:00~20:00
開催場所	横浜市庁舎 7階会議室
出席者	河原委員長、遠藤委員、おち委員、恩田委員、成原委員
議 題	1 議事の公開について 2 公募要項の一部変更について 3 変更後の選定スケジュールについて
決定事項	1 第2回以降の委員会は非公開とする予定でいたが、公募がなかったため、公開とすることとした。 2 公募要項の「リスク分担」の項目について具体的な記述に一部変更した。 3 再度、公募期間を設けた選定スケジュールとした。

## 第3回委員会

日 時	平成21年3月3日(金) 18:00~19:20
開催場所	第一総業ビル 5階会議室
出席者	河原委員長、遠藤委員、おち委員、恩田委員、成原委員
議 題	1 委員会の公開について 2 再公募結果の検証について 3 指定管理者の選定方法及び運営可能な法人の検証について
決定事項	1 第3回以降の委員会は非公募とする予定でいたが、公募がなかったため、公開とすることとした。 2 再公募において、応募団体がなかったことを確認した。 3 選定方法は、非公募指名プロポーザル方式とすることが適当、運営可能法人は、社団法人横浜市医師会とすることが適当とした。 指定管理料は、提供する初期救急医療内容と共にプロポーザル審査事項とすることが適当となった。

## 第4回委員会

日 時	平成21年3月26日(木) 18:00~18:40
開催場所	横浜市庁舎 7階会議室
出席者	河原委員長、遠藤委員、おち委員、恩田委員、成原委員
議 題	1 選定委員会意見について 2 指定管理者の選定方法等について 3 横浜市救急医療センター指定管理者公募要項の主な改正について 4 今後のスケジュールについて
決定事項	1 第3回委員会における選定委員会意見が確認され、了承された。 2 選定方法、指名法人、指定期間などが決定された。 3 公募要項をプロポーザル要項とした上で更に、「指定管理経費」、「リスク分担」等について新に決定した。 4 今後のスケジュールについて決定した。

## 第5回委員会

日 時	平成 21 年 4 月 27 日（月） 19:00～21:00
開催場所	横浜市庁舎 7階会議室
出席者	河原委員長、遠藤委員、おち委員、恩田委員、成原委員
議 題	1 選指定管理者申請書類プロポーザル審査について 2 選定委員会報告書（案）について
決定事項	1 指定管理者候補者は、社団法人横浜市医師会が適当とした。 2 選定委員会報告書について決定した。